

第2期 みやま市 子ども・子育て支援事業計画

● 概要版 ●

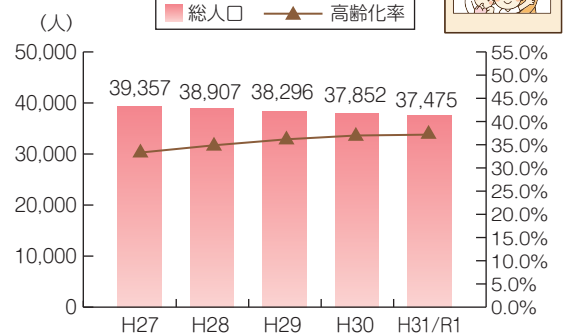


令和2年3月
みやま市

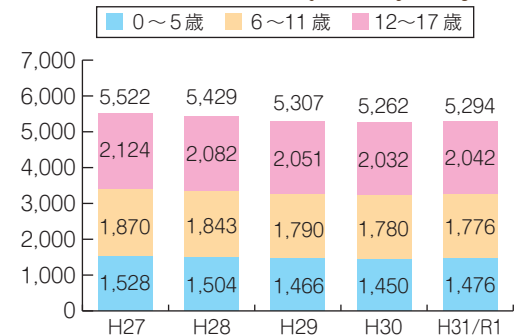
計画策定の背景・趣旨

- 現在、わが国では少子高齢化が進行し、核家族化の進展や共働き家庭の増加、働き方の多様化、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境が大きく変化し、子育て家庭に対する教育・保育をはじめとするニーズも多様化しています。
- このような状況の中で、平成27年には「子ども・子育て支援新制度」が施行され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図る方針が示されました。
- みやま市においても、地域をあげて社会全体で、子ども・子育てを支援する新しい支えあいの仕組みを構築し、新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、平成26年度には「みやま市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、この計画が平成31年度（令和元年度）をもって計画期間終了となることから、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期みやま市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。
- みやま市では、この計画に基づき、第1期計画以降の働き方改革や、女性の活躍推進に伴う保育ニーズの変化や、子どもの居場所の必要性の高まりなどによる新たな教育・保育ニーズに対応し、また「みやま子育てサポートセンター（子育て世代包括支援センター）」を核として、住み慣れた地域の中で、切れ目ない子育て支援を受けることができるまちづくりを進めていきます。

人口の推移



児童人口の推移



計画の策定体制

① みやま市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、関係者及び住民の意見を広く聴取するため、学校教育・保育関係者、関係団体、有識者などからなる「みやま市子ども・子育て会議」を設置し、事業計画における量の見込みや、計画素案等について協議しました。

② アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的・質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前から小学生の児童を持つ保護者を対象に、令和元年7～8月に「みやま市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

③ パブリックコメント

本計画の策定にあたり、その内容について広く住民の意見を聴取するため、令和2年2月3日～2月28日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

計画の基本目標

子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これからの社会を担う力として大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、全ての住民に共通する願いでもあります。

本計画では、「第1期みやま市子ども・子育て支援事業計画」に続き、今後のみやま市を担う子どもを地域で見守り、育てていく環境づくりと、子育て支援の様々な取組みを通じて、子どもがすくすくと育つまちの実現を目指し、「心をつなごう！すくすく育て みやまっ子」を基本目標に掲げました。

今回の「第2期みやま市子ども・子育て支援事業計画」においても、みやまの子どもを主役に、心を込めたつながりを広げ、地域のすべての人が子どもに積極的に関わることを目指します。

基本 目標

心をつなごう！
すくすく育て
みやまっ子



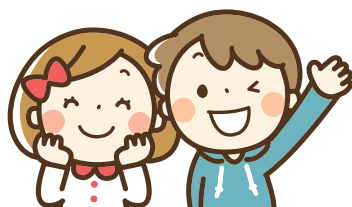
くすっぴー
みやま市
マスコットキャラクター

計画の基本視点

視点1

子どもの幸せを第一に考える視点

子ども・子育て支援新制度は「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを基本としています。次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、子どもに関わるさまざまな権利を擁護します。



視点2

すべての子育て家庭を支援する視点

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつも、共働き家庭や在宅で子育てしている家庭、障がいや疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもや、その家族を含めたすべての子どもと子育て家庭を支援します。

視点3

地域社会全体で子育てを支える視点

子どもと子育て家庭を広く社会全体で支えていくためには、地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが理解を深め、協力して次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。

特に、本市においては高齢者が多く、子どもの見守りや地域社会の担い手として活躍できるよう、高齢者が子育て支援に積極的に関わることができるような仕組みづくりに取り組みます。

また、教育・保育施設等の事業者や地域等と連携・協働しながら、子ども・子育て家庭に対して、質の高いサービスが提供できるよう、基盤整備やサービスの質の向上に取り組みます。

視点4

仕事と生活の調和を図る視点

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるような支援が求められています。

このため、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や市内事業所等と連携しながら、働きやすい環境づくりのための理解促進に努めます。また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により、意識啓発に取り組みます。

教育・保育提供区域の設定

本市では、主に以下の理由により教育・保育提供区域を「市全域をひとつの区域」に設定します。

幼児期の教育・保育に係る量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況や地域の実情を考慮し、認定区分ごとに必要定員数を定めることとなっています。

認定区分は、次の通り1～3号の区分に分かれます。

該当する施設	認定区分	対 象	
幼稚園・認定こども園	1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭
幼稚園・認定こども園	2号認定	3～5歳	共働き等で 学校教育の希望が強い家庭
保育所・認定こども園			共働き家庭等
保育所・認定こども園・ 地域型保育事業	3号認定	0～2歳	共働き家庭等

計画期間における、幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、量の見込みの確保方策及びその実施時期を、次のとおり定めます。

認定区分		令和元年度見込み		→	令和6年度目標	
1号認定		量の見込み	134人			112人
		確保の内容	134人			136人
2号認定		量の見込み	636人			660人
		確保の内容	636人			711人
3号認定	0歳	量の見込み	105人			113人
		確保の内容	105人			140人
	1～2歳	量の見込み	296人			340人
		確保の内容	296人			398人

地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じ、以下の13事業を実施することとなっています。

1 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、開園時間を超えて保育所、認定こども園等で保育を行う事業です。



令和元年度（見込み）

令和6年度（目標）

量の見込み 200人

量の見込み 162人

確保の内容 200人

確保の内容 188人

2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

保護者の就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に学校の余裕教室や学校敷地内施設において適切な遊び、生活の場を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

令和元年度（見込み）

令和6年度（目標）

量の見込み 403人

量の見込み 515人

確保の内容 482人

確保の内容 525人

3 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病・出産等による入院、冠婚葬祭、災害または事故、精神的・身体的な理由等で児童の養育が困難となった場合に、子どもを預かる事業です。

令和元年度（見込み）

令和6年度（目標）

量の見込み 12人日

量の見込み 7人日

確保の内容 12人日

確保の内容 7人日

4 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

令和元年度（見込み）

令和6年度（目標）

量の見込み 571人日

量の見込み 650人日

確保の内容 571人日

確保の内容 650人日

5 一時預かり事業（一時保育促進事業）

保護者の就労や病気や看護、冠婚葬祭、出産、育児からのリフレッシュなど家庭において一時的に保育を受けることが困難になった児童を保育所等で一時的に預かる事業です。

（ア）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

令和元年度（見込み）

令和6年度（目標）

量の見込み 1,500人日

量の見込み 5,551人日

確保の内容 1,500人日

確保の内容 15,000人日

（イ）ファミリー・サポート・センター等での預かり

令和元年度（見込み）

令和6年度（目標）

量の見込み 2,871人日

量の見込み 2,823人日

確保の内容 2,871人日

確保の内容 2,873人日

6 病児・病後児保育事業（病児一時預かり事業）

児童が発熱等の急な病気となり、児童を家庭で保育ができない場合、病院や保育所などに付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

令和元年度（見込み）

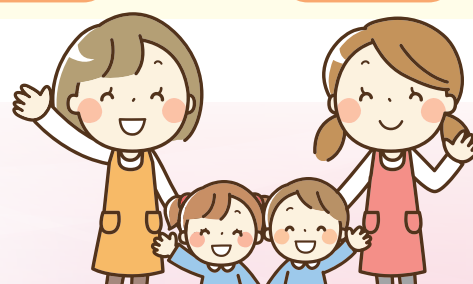
令和6年度（目標）

量の見込み 300人日

量の見込み 300人日

確保の内容 300人日

確保の内容 300人日



7 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

地域で子育ての支援をするために、児童の預かり等の援助を受けたい人と、援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、総合的な援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

令和元年度（見込み）

令和6年度（目標）

量の見込み 420人日

量の見込み 800人日

確保の内容 420人日

確保の内容 800人日

8 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

令和元年度（見込み）

令和6年度（目標）

量の見込み 2,244人回

量の見込み 1,830人回

確保の内容 2,244人回

確保の内容 1,830人回

9 乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

令和元年度（見込み）

令和6年度（目標）

量の見込み 210人

量の見込み 176人

確保の内容 210人

確保の内容 176人

10 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

令和元年度（見込み）

令和6年度（目標）

量の見込み 30人

量の見込み 42人

確保の内容 30人

確保の内容 42人

11 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の利用について、情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言を行い、関係機関との連絡調整を行う事業です。

令和元年度（見込み）

令和6年度（目標）

量の見込み 1か所

量の見込み 1か所

確保の内容 1か所

確保の内容 1か所

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後は、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

13 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後、教育・保育の需要の大幅な増加が予測される場合は、他の教育・保育施設の意見を聞きながら供給量を確保していきます。

子ども・子育て支援施策の推進

産休・育休後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

保護者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）明けに希望に応じて円滑に、保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、計画的に教育・保育施設等の基盤整備を進めます。

児童虐待防止対策の充実

健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育て家庭が孤立しないような環境を整備し、そこで把握をした養育支援が必要な家庭には適切な支援につなげると同時に、関係機関との連携を図ります。



ひとり親家庭の自立支援の推進

保育施設、放課後児童クラブ及び子育て短期支援事業（ショートステイ）等の地域子育て支援事業の利用に際しての配慮をはじめ、就労支援プログラム等による就業支援や、子育て・生活支援、経済的支援等により、総合的な自立支援に取り組みます。

障がい児などの支援

障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや障がいの早期発見等のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健、医療、福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

仕事と生活の調和の実現に向けた取組み （ワーク・ライフ・バランス）の推進

育児休業等の制度の周知や長時間労働の是正等の働き方の見直し、育休や短時間勤務等を取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発など、「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進に努めます。



みやま子育てサポートセンター （子育て世代包括支援センター）による支援

本市では、平成31年4月1日に、みやま子育てサポートセンター（愛称「みこサポ」）を開設しました。

センターでは、妊娠期から子育て期にかけての相談に対応し、医療機関などの関係機関と協力しながら、切れ目のない支援を行っています。

子どもの貧困対策

すべての子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないみやま市の実現を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進するために策定した「みやま市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの貧困も視野に入れながら取り組んでいきます。

子育て世帯に対する支援制度

①第3子以降の出産に対するお祝い金

市内に住んでいる世帯で、第3子以降の子どもを出産した場合に、10万円のお祝い金を給付します。

②子どもの医療費助成

市内に住んでいる健康保険加入の中学3年生までの子どもを対象に、医療費を助成します。

③保育料の引き下げ

保護者の保育料負担軽減のため、国が定める保育料の65%に引き下げています。

④学校給食費の助成

市内に住んでいる世帯で、小中学校に通っている第2子以降の生徒及び児童を対象に、給食費の半額を助成します。

国際化の進展に伴う受け入れ体制の整備

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、支援が必要な事案が発生した場合には、円滑な教育・保育等の利用ができるよう、適切な対応に努めていきます。



施設一覧（令和2年4月1日現在の情報です）

保育所	施設名	所在地	電話番号
	1 本郷慈光園	瀬高町本郷 593-2	62-2954
	2 瀬高保育園	瀬高町下庄 1557	63-2265
	3 太神保育園	瀬高町太神 1660	63-2472
	4 浜田保育園	瀬高町濱田 742	62-2585
	5 清水保育園	瀬高町本吉 835-2	62-2118
	6 東山中央保育園	瀬高町坂田 1009	62-2400
	7 ひばり保育園	瀬高町小田 1101-5	62-3769
	8 二川保育園	高田町上楠田 2090-2	22-5652
	9 開保育園	高田町黒崎開 848	22-5602
	10 竹井愛児園	高田町竹飯 1283	67-1505
	11 山川東部保育園	山川町尾野 1951-1	67-2161

認定こども園	施設名	所在地	電話番号
	12 岩田幼稚園	高田町岩津 962	22-5085
	13 ひがしやまあいじえん	瀬高町小田 2215-5	63-7519
	14 上庄ひいらぎこども園	瀬高町上庄 1295-1	63-7859
	15 大江幼稚園	瀬高町大江 191-2	62-2855
	16 瀬高大谷幼稚園	瀬高町下庄 972	63-7419
	17 山川幼稚園	山川町立山 182-11	67-2462

その他	施設名	所在地	電話番号
	28 つどいの広場 (高田総合保健福祉センター あたご苑)	高田町今福 314-1	22-5000 (内線 204)
	29 ファミリーサポートセンター (高田総合保健福祉センター あたご苑)	高田町今福 314-1	22-5000 (内線 130)
	30 病児保育事業 「瀬高保育園内 おひさまルーム」	瀬高町下庄 1557	63-2265
	31 病児保育施設「ちっこハウス」	筑後市大字和泉 917-1	0942-52- 2577
	32 ショートステイ事業・トワイライトステイ事業 「児童養護施設 白梅学園」	柳川市金納 429	0944-73- 3464
	33 ショートステイ事業・トワイライトステイ事業 「児童養護施設 甘木山学園」	大牟田市大字甘木 1158	0944-58- 0205

放課後児童クラブ	施設名	所在地	電話番号
	18 瀬高放課後児童クラブ	瀬高町下庄 1373 (瀬高小学校内)	63-2062
	19 大江放課後児童クラブ	瀬高町大江 1726 (大江小学校内)	62-2082
	20 南放課後児童クラブ	瀬高町太神 1343 (南小学校内)	63-8777
	21 清水放課後児童クラブ	瀬高町大草 1596-1 (清水小学校内)	63-8987
	22 水上放課後児童クラブ	瀬高町長田 3228-2 (水上小学校内)	63-8763
	23 江浦放課後児童クラブ	高田町江浦 611 (江浦小学校内)	090-1877- 5919
	24 二川放課後児童クラブ	高田町下楠田 1443 (二川小学校内)	22-4778
	25 岩田放課後児童クラブ	高田町原 1041 (岩田小学校内)	090-8835- 4350
	26 桜舞館放課後児童クラブ	高田町舞鶴 257-1 (桜舞館小学校内)	67-1688

事業所内 保育所	施設名	所在地	電話番号
	27 キッズハウスヨコクラ	高田町濃施 501-1	85-8015

第2期みやま市 子ども・子育て支援事業計画 概要版 令和2年3月

● 発行 ●
みやま市保健福祉部子ども子育て課
〒835-8601
福岡県みやま市瀬高町小川5番地
TEL (0944) 64-1535
FAX (0944) 64-1519